

基本目標	基本施策	施策	施策・事業の内容	担当課	第8期介護保険事業計画			R4年度実績			
					事業概要（第8期における主な取組）	本計画実施内容（目標・事業内容等）	活動指標（R4年度）	実施内容	自己評価	課題	対応策
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	1	ア	従前の訪問介護相当サービス	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、訪問介護事業者の訪問介護員による専門的な身体介護・生活援助を実施します。	要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施します。	-	要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施しました。	4	サービス提供事業所への制度理解の周知が課題となっています。	サービス提供事業所を対象とした説明会を開催する他、基準の改正等の際には事業所宛てに随時文書にて通知を行います。
			イ 訪問型サービスA	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、事業者による従前の訪問介護相当サービスの基準を緩和した生活援助を実施します。	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要としない方に対して訪問介護事業者及び生きがい事業団等が生活援助を実施します。また、当事業においては、一定の研修を受講した無資格者も従事可能であるため、研修等を通して、担い手を養成することを推進することにより、サービスの利用につなげやすい環境を整備します。	-	ヘルパー事業所の指定による事業実施の他、生きがい事業団への委託による事業が徐々に利用率を上げています。	4	サービス提供事業所従事者への制度理解の周知が課題となっています。	定期的にサービス提供事業所従事者を対象とした説明会を開催する他、基準の改正時には事業所宛てに随時文書にて通知を行います。
			ウ 訪問型サービスB	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為であるが専門性の必要ない生活援助（ゴミ出しなど）を、ボランティア等による住民主体の自主的な取組により実施します。	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要とせず、ボランティアによる支援が適している方に対して、ボランティア団体が生活援助を実施します。また、サービス内容を決定する高齢者よろず相談センターと訪問型サービスBの提供者が滞りなく連携できるよう、支援をすることにより、利用の促進を図ります。	-	サービス利用率の増加を図るため、サービス提供者からの要望を反映させながら、適宜事業運用方法を改善いたしました。利用率は増加傾向です。	4	サービス提供実績がない福祉村があり、サービスの利用促進が課題です。	滞りなくサービス提供が行えるよう、手順書や様式を作成する等の改善をします。
			エ 訪問型サービスC	地域包括ケア推進課	体力や日常動作に改善が必要な方で通所が困難な方に対し、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が自宅を訪問し、相談指導を実施します。	要支援者等を対象に、高齢者よろず相談センターや市の職員が自宅を訪問し、相談を受けて、短期集中的に専門的な立場から指導を行います。	-	地域包括支援センター等から相談を受けた結果、訪問Cではなく個別相談の訪問が適している方への対応を実施しました。	3	サービスの周知を引き続き行うとともに、訪問頻度・回数等について、相談内容に応じた対応していきます。	個別相談を受ける中で、訪問型サービスCが望ましい対象には、支援がつけられるようにしていきます。
			オ 従前の通所介護相当サービス	地域包括ケア推進課	生活機能向上のための専門的な機能訓練を通所介護施設で実施します。	要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行います。	-	要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行いました。	5	多様なサービスの中から対象者の状態像に合ったサービスを適切に利用してもらう必要があります。	対象者の状態像に合った適切なサービス利用に繋がれるよう、「介護予防ケアマネジメント効果検討会議」を活用していきます。
			カ 通所型サービスA	地域包括ケア推進課	現行従前の通所介護相当サービスの基準を緩和した支援を通所介護施設で実施します。	要支援者等のうち、通所介護施設で、専門職による支援が原則として必要ない方に対して、日常生活等を通じた機能訓練を行うことによる支援を行います。	-	サービスのニーズがない状況が続いています。サービス選定の支援をする地域包括支援センターでは身体介護が必要ない対象者の受け皿として、当サービスではなく、地域のサロンへ案内している状況です。	2	身体介護が不要な対象者の受け皿として通いの場（地域のサロン）が機能しているため、当サービスへのニーズが上がりにません。他市においては、基準緩和をする余地が少ないため当サービスを実施していない例もあります。	当面は利用者に対する多様な受け皿の一つとして当サービスを残しつつ、市民へのニーズ調査等をもとに廃止等を含め事業の運用方法を見直していく必要があります。
			キ 通所型サービスC 健康チャレンジ複合型教室事業	地域包括ケア推進課	要支援者等を対象に、運動機能の低下、口腔機能の低下、並びに低栄養状態にある、又はそのおそれがある高齢者に対し、短期集中的に複合型プログラムを実施します。	要介護状態にならないためには運動・口腔・栄養のプログラムを一体的に取り組むことが効果的であることから、総合的に健康増進への効果が望める事業を積極的に開催していきます。	-	運動、口腔の複合集団型プログラムを、できるかぎり個人の状況に適した指導を行いながら実施しました。	4	コロナの影響により機能低下をみられる高齢者が一人でも多く参加できるよう、開催回数を増やしていくことが課題です。	開催回数を増やすことについて検討します。
			ク 生活支援・介護予防サービスに関する協議体の設置	地域包括ケア推進課	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、資源開発等を推進します。	市全域に関する議論の場である第1層協議体と当該地域の課題等について議論をする場である第2層協議体の会議を開催し、介護予防や生活支援に関する課題などを共有します。また、情報の共有、地域ニーズの把握、ネットワーク化等を行い、地域の住民同士の支え合いの体制作りを推進します。第2層協議体が設置されていない地区においては、それぞれの地区に働きかけ、設置を促すことを支援します。	協議体開催数 65回	協議体開催47回	2	コロナ禍で開催出来なかった地域があった。開催方法の検討が必要。	地域差が大きく、開催が難しい地域があるが、引き続き書面会議などの方法を提案していきます。
			ケ 生活支援コーディネーター活動	地域包括ケア推進課	資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート活動を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。	生活支援・介護予防サービスに関する協議体で決定した事項等を実現するために働きかけをする生活支援コーディネーターチームの活動を推進するため、研修会を開催する等、必要に応じた支援を行います。また、役割がある形での高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置も検討していきます。	研修会開催数 3回	研修会開催3回	3	コロナ禍で人数を減らして開催しており、対面での受講人数を増やす等、より多くの方に受講していただきやすい環境を整えなかった。	オンライン開催も引き続き検討するが、対面での受講人数を増やす等、より多くの方に受講していただきやすい環境を整えます。
			コ 介護予防ケアマネジメント	地域包括ケア推進課	要支援者等に対する介護予防ケアマネジメントを行います。	高齢者よろず相談センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、利用するサービスを決定します。必要に応じてモニタリングにより、サービス利用者の状態像を把握し、ケアプラン期間終了後に評価を行います。	-	介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターに対して、必要な説明や助言を行う等、事業運用を実施しました。	3	地域包括支援センターとの連携をより強化し、市民が自身の状態像に合ったサービスが利用できるよう、適正な介護予防ケアマネジメントの実施に努める必要があります。	介護予防ケアマネジメント効果検討会議を活用し、地域包括支援センターが適切なケアマネジメントを行えるよう努めてまいります。
			サ 介護予防ケアマネジメント効果検討事業	地域包括ケア推進課	介護予防ケアマネジメントに関して効果を検討する場を設け、本市と高齢者よろず相談センターとの連携を強化し、利用者に適したサービスとなるよう必要に応じた支援を行います。	各高齢者よろず相談センターからケアプラン等の提出を求め、介護予防ケアマネジメントの内容についてヒアリングする等、検討する場を設けます。各高齢者よろず相談センターに必要に応じた指導を行うとともに、高齢者よろず相談センターからの意見や要望を整理したマニュアルを整備する等、この事業を通して、必要に応じたさまざまな支援を行うことを目指します。	延べヒアリング回数 26回	対象（令和3年度に事業対象者として申請があり、サービス利用があった方）を限定した実施となりましたが、地域包括支援センターとの連携を強化し、より適切な介護予防ケアマネジメントができるよう、12か所の地域包括支援センターを対象に介護予防ケアマネジメント効果検討会議を開催しました。	2	基本チェックリストの「口腔」や「栄養」にも該当しているにも関わらず、ケアプランに反映されていない事例が見受けられることから、より適切な介護予防ケアマネジメントの実施に向け多職種による専門的な視点が必要です。	介護予防ケアマネジメント効果検討会議を通して、市の専門職員と地域包括支援センター職員が連携を強化するとともに、センター職員の資質向上を図ります。
ア 健康チャレンジ高齢者把握事業	地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター等で基本チェックリストを実施し、それぞれの高齢者に適したサービスや情報を提供することにより、健康増進や閉じこもりの防止につなげます。	関係機関と連携し、事業の周知を図るとともに、基本チェックリストを実施し、対象者に適したサービスや情報提供を行います。	-	対象者の状態に応じて多様なサービスを提供できるよう地域包括支援センター窓口にて、チェックリストを実施しました。	3	対象者の状態に応じて多様なサービスを提供し、要介護状態にならないようにすることの結果がみえにくいことが課題です。	本人の状態に合わせたケアプランを作成し、多様なサービスを導入していきます。			

高齢者福祉計画（介護保険事業計画第8期）進捗管理

健康長寿へのチャレンジ	イ	地域リハビリテーション活動支援事業	保険年金課	地域における健康チャレンジの取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	専門職や高齢者よろず相談センターなどの要望に対応することで、対象者の重度化の予防や生活の充実に向けた技術支援を行います。	支援回数 12回	町内福祉村、地域包括支援センター等の依頼による理学療法士派遣9回。地域ケア会議等は派遣の依頼はなかった。コロナ禍のため活動を依然として休止する団体がある中で年間9回の運動指導等の依頼があった。	2	より多くの場面でリハビリテーション専門職等の関与に関する制度を利用してもらうために、制度の周知が課題となっています。	地域包括支援センターや通いの場等へ本事業に関する周知を行い、地域ケア会議等での活用を促します。
	ウ	健康チャレンジ事業評価事業	地域包括ケア推進課	学識経験者及び医師会・歯科医師会等から助言を得て、介護予防事業の質の確保・向上の観点で評価します。	各地域における健康チャレンジ事業の充実状況や高齢者の参加状況等を時系列で取りまとめ、事業の効果等について分析し、さらなる充実につなげます。	開催回数 2回	開催回数1回（コロナの影響により1回中止）	2	学識経験者などの助言等を事業の分析や充実に十分につなげていくことが課題です。	多様な立場の学識経験者等から助言を得るとともに、各事業の課題点をより明らかにして実施します
	エ	健康チャレンジ普及啓発事業	高齢福祉課・保険年金課	医師による高齢者の健康増進に関する講話や、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、認知症地域支援推進員等による相談を行います。また、健康チャレンジを地域で実施するための教室を各専門職の視点で開催します。	高齢者が日頃から健康増進について関心を持つとともに、知識を身につけることができるよう、健康長寿チャレンジの普及啓発に努めます。地域や団体に向けた各種の教室や講話を開催し、高齢者の健康増進を地域住民が自主的に行うことの大切さを伝えます。	延べ開催数 15回 延べ参加者数 300人	歯科医師によるオーラルフレイル予防講座、地域包括支援センター等からの依頼講座等を年間31回開催し、延455人が参加。専門職への相談は電話・訪問相談延べ12件実施。	4	コロナ禍で把握したコロナフレイル、オーラルフレイルなどの健康課題や介護予防についてより多くの高齢者に周知することが課題となっています。	歯科医師によるオーラルフレイル講座の回数を引き続き年3回します。またオーラルフレイル等の健康課題がみられる地区に向いた講座を実施します。
	オ	健康チャレンジに取り組むための通いの場（サロン）の開催支援	地域包括ケア推進課	介護予防に取り組むことができるような通いの場（サロン）を運営する住民主体のボランティア団体に補助金を交付することによる支援を行います。	補助金を交付することによる活動経費の支援に加え、介護予防に関する指導内容等を掲載した「健康チャレンジ教本」を作成し、通いの場の団体に教本を提供することにより、各団体における介護予防活動の効果を高めるとともに教本に沿った介護予防の取組をすることで各団体の活動の主体性を促すことを進めます。また、つながり支援として、デジタル機器を利用した通いの場での連携を実施していきます。	延べ参加者数 183,500人	コロナ禍において活動の再開がみられ、補助金の交付を通じた通いの場各団体への活動支援を推進しました。また、コロナ禍における活動状況を把握するため、定期的にアンケートを実施し、結果とともに今後の活動で気をつけてほしいポイントを周知しました。延べ参加者数：155,178人	2	通いの場の活動を通じた高齢者同士のつながりを維持していく必要があります。	コロナを機に参加しなくなった等気になるメンバーがいる場合には、地域包括支援センターにも相談するよう促しを行い、通いの場の高齢者同士のつながりを支援していきます。
	カ	健康チャレンジリーダー育成事業	保険年金課	健康チャレンジリーダーの養成を通して、主体的に活動を行う地域団体を増加させることを目指します。健康チャレンジリーダーを中心に地域団体が活発に介護予防に資する活動を展開することにより、多くの高齢者へ介護予防活動への参加を促し、健康長寿につなげます。	地域において介護予防活動をするための研修を開催し、普及啓発を図ることにより、当該リーダーを中心に、地域の実情に合わせた組織を構築します。	健康チャレンジリーダー養成者数 20人	健康チャレンジリーダー養成者数 5人 コロナ感染予防のため募集定員を10名に減らして募集したが、地域のサロン等の活動が休止しているところも多く、定員の半数の養成者に留まった。	2	ポストコロナに向け地域で主体的に介護予防に資する活動を再開、展開できるように、健康チャレンジリーダーについての周知を進めることが課題となっています。	地域包括支援センターや通いの場等への周知を行います。
	キ	健康チャレンジ地域活動支援事業	地域包括ケア推進課	健康チャレンジの取組を地域に根ざすために、身近で気軽に取り組める地域における住民主体の健康増進活動の育成・支援を行います。	住民主体の健康チャレンジの取組や内容の向上に向けて、人材の派遣、各種団体が行う教室の紹介などの取組についての情報発信等、活動への支援を行います。ゴム体操等の指導や気軽に健康チャレンジに取り組める機材等を貸し出しし、地域で取り組めるような活動を支援します。	-	地域のサロン活性化のために、介護予防の取組みを踏まえたカラオケ機材等の貸し出し等支援を実施しました。	3	カラオケ機器等を安全かつ適切に使用する必要があります。	機材等貸し出しについては業者同行実施を推進します。
	ク	健康チャレンジ食生活改善事業	保険年金課	調理実習と食生活を学ぶ教室を組み合わせ、効果的に高齢者の健康に関する知識を高めます。	市内の公民館で調理実習を行うとともに、食生活の知識を高める教室を開催します。調理実習は男性の参加率が低いことから、通常の調理実習だけでなく、男性向けの教室を開催し、男女問わず日常の食生活を通じて健康増進に関する知識を高めるような事業を実施します。	教室開催数 25回 延べ参加者数 400人	コロナ感染対策のため、調理実習を含む教室は開催できませんでしたが、代替として食生活改善推進団体へ「食生活改善推進員が考える」手軽に食べられる低栄養予防につながるレシピ」制作を委託し、高齢者の食生活及び健康増進について知識の普及の媒体作成に努めました。	3	コロナフレイルの健康課題として高齢者の食事が簡素化している可能性が高いため、「食からの健康や介護予防」に関する知識を効果的に得られる別の方法も併せて検討する必要があります。	感染対策を講じながら調理実習を試行的に実施します。また、引き続き食生活改善事業として「食生活改善推進員が考える」手軽に食べられる低栄養予防につながるレシピ」等考案と普及啓発を委託し実施します。
	ケ	ひらつか元気応援ポイント事業	地域包括ケア推進課	事業の参加を希望する平塚市在住の65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行っていただき、手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納がない方に交付金などを交付します。	介護予防及び地域貢献の機会づくりを支援します。事業の周知に力を入れるほか、活動可能な施設種別の範囲を広げ事業受入機関の増加を図り、市内の身近な場所で活動ができる体制を整えることにより、事業登録者数の増加を目指します。また、アンケートや意見交換会を通して把握した事業登録者のニーズを適宜取り入れながら、魅力ある事業にするよう改善を図ります。介護分野の研修参加や介護周辺業務へのボランティア活動をした若年層、中年層層、子育てを終えた層、高齢者層など各層にポイントを付与し、各層の社会参加・就労活動を推進するとともに、介護現場での活躍を支援し、介護人材の拡大を検討します。	活動者数 310人	登録者921名（うち実活動者113名）。受入機関に対する受入に関する状況調査等を実施しながら、介護予防及び地域貢献の機会づくりを支援しました。	2	コロナの影響により、依然として受入機関・活動場所が少なく、会員の定着が課題となっています。	受入機関の増加と会員の定着を目指します。
	コ	フレイル対策推進事業	保険年金課	多くの高齢者は、健康な状態からフレイルの段階（心身の活力が低下した状態）を経て、要介護状態に陥ると考えられています。しかし、フレイル状態にあっても、その変調に気づくことなく「歳のせい」と見過ごしてしまうことになって、介護予防の支援をすべきタイミングを逃してしまっているという現状があります。そのため、東京大学高齢社会総合研究機構との連携のもと、「栄養・運動・社会参加」をテーマに、フレイルを「知る」「気づく」「予防・改善する」という3つの観点から各種事業を展開することで、自身の状態の見える化を図り、フレイル予防のための行動変容につなげていきます。	「知る」を促す事業として、市ウェブ上のフレイル専用サイトの充実、フレイル予防セミナーの開催など、広くフレイル予防の普及啓発を図ります。また、「気づく」「予防・改善する」を促す事業として、市役所や公民館等でのフレイルチェック測定会やフレイル改善教室等を開催するほか、その担い手となる市民サポーター「フレイルサポーター」を養成していきます。なお、各事業は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に基づき、各種データを踏まえながら保健事業の視点からの支援と連携し推進していきます。	測定会開催数 10回	「知る」を促す事業としてコロナフレイルの健康課題である「オーラルフレイル」予防のより一層の普及ため、産官学民連携による共同研究として「地域丸ごと介入研究」を花水・なでしこ地区へ実施しました。また「気づく」ためのフレイルチェック測定会は予定回数を大きく上回る45回実施し延べ505人が参加しました。「予防・改善する」として、フレイルサポーターによるオーラルフレイル予防を主な目的とした「カムカム教室」を計24回実施し延べ179人参加しました。また担い手の養成としてフレイルサポーターを17名養成しました。	5	より多くの高齢者がフレイルに「気づく」ための機会を増やすことが課題です。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に基づき、後期高齢者健診とフレイルチェックを一体的に実施し、フレイルへの気づきと行動変容を促す仕組みの構築や低栄養やオーラルフレイルなど地区ごとに異なる健康課題への対応が課題となっています。	フレイルチェック測定会を通いの場等で実施し、高齢者がフレイルに気づく機会を増やします。またフレイル改善に向けた行動変容を促す健康教室の実施や後期高齢者健診とフレイルチェックの一体的実施の仕組みを構築し、実施します。さらにフレイルチェックやカムカム教室等による介護予防効果の検証を行います。

健康で生きがい
1 がいに満ちた暮らし

地域で取り
2 組む健康
チャレンジ

地域ネット 1 ワークの充 実	高齢者よ ろず相談セ ンターの機 能強化	ア	高齢者よろず相談センターの認知度の向上	地域包括ケア推進課	高齢化に伴う相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応するため、高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図ります。	高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図るため、高齢者への周知を推進するとともに、民生委員等、高齢者の困りごとがあった際の相談相手になり得る者へ周知することも推進し、高齢者が支援を必要とする際に、自身の地区の高齢者よろず相談センターに滞りなく相談ができるような体制を目指します。	相談件数 21,560件	相談件数 28,638件	4	地域包括支援センターへの相談件数が顕著に増加しているため、様々な相談に対応できるように、センターの機能強化も必要です。	相談内容の多様化、相談件数の増加に対応するため、地域包括支援センターの職員への研修の充実を目指します。
		イ	ケアマネジャーとの連携強化の支援	地域包括ケア推進課	介護保険サービスと生活支援サービスの切れ目ない利用支援を行うため、高齢者よろず相談センターとケアマネジャーとの連携強化を支援します。	高齢者の生活環境や健康状態等に応じて必要なサービス利用の支援や情報提供を行うため、要介護者にとって身近な相談者であるケアマネジャーの資質向上や連携を図る研修等を開催する高齢者よろず相談センターに対して支援します。	-	ケアマネジャー支援の実施状況を包括支援センターへのヒアリングで確認しました。	3	主任ケアマネジャー連絡会として研修を行っているが、地区ごとのケアマネジャー支援には差が生じている。	引き続きマニュアルやQ&A集等を活用し、対応方法の統一を図ります。
		ウ	高齢者よろず相談センター向け研修	地域包括ケア推進課	各高齢者よろず相談センターが、地域の特性を活かしながらも、相談者に対する支援を均一化できるように、相談及び支援をする上で必要な知識を学ぶ研修会を開催します。	高齢者よろず相談センターの管理者と連携し、高齢者よろず相談センター職員向けの研修を開催します。	研修会開催回数 2回	市主催で研修会を2回、開催しました。 ①包括機能強化研修会（オンライン研修） ②事例検討会（センター管理者と市ケースワーカー）	3	対面による集合研修の実施は今後もコロナ禍によるリスクが伴います。また、高齢者数の増加により各センターの負担が増え、センター主体による研修準備、実施が困難になっています。	センター全体に向けた研修は対面ではなく、今後もオンラインにより実施します。また、センターの各職種、各職種に向けた研修会を市（委託先）で開催できるよう企画調整します。
		エ	講座及びサロンの開催支援	地域包括ケア推進課	各高齢者よろず相談センターの独自の取組である介護予防や健康講座、高齢者のふれあいの場づくりや、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、閉じこもりを予防するサロンの開催を支援します。	高齢者よろず相談センターで新規に開催する教室や講座、サロンの立ち上げ・開催に向けて必要に応じた支援を行います。	講座・サロン開催支援回数 39回	コロナウイルス感染症に対応し、パルスオキシメーターを準備したり、健康相談を行い、開催を継続した。また、屋外でのサロン開催を行った包括支援センターもあった。 包括直営のサロンの数：26か所	2	一昨年よりはコロナウイルス感染症のためのサロン開催中止は減ったが、まだ開催出来なかった包括があった。	感染症対策を講じつつ、屋外で開催するのサロン開催を継続、閉じこもり防止に努めます。
		オ	地域包括支援センターの運営支援	地域包括ケア推進課	地域包括支援センター運営協議会により、高齢者よろず相談センターの適切な運営、公正、中立性の確保や評価に努めます。	適切な会議運営を行い、包括支援センターの運営を支援します。	開催回数 3回	開催回数 3回	3	地域包括支援センターの運営を支援する基幹型（機能強化型）センター導入検討への期待が高まっています。	基幹型（機能強化型）センターの設置検討を進め、地域包括支援センター運営協議会へ随時報告し、御意見をいただきます。
		カ	事業者指導の実施	地域包括ケア推進課	介護予防支援事業者である市内の高齢者よろず相談センターに対し、集団指導講習会、実地指導等を通じて、法令遵守の周知徹底、サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。	地域包括支援センター運営協議会の意見等を参考に、施設長会議や管理者連絡会等を通じて、実地指導を含めた適切な指導を行います。	実地指導箇所 2か所	集団指導講習会1回実施。包括ごてん、富士白苑へ実地指導実施	3	各地域包括支援センターへ毎年同じような箇所の指摘をしている。全体への周知が必要。	毎年の指摘事項については、管理者連絡会を通じて全地域包括支援センターに周知をしているが、必要に応じて各職種の連絡会でも周知をします。
		キ	基幹型（機能強化型）センターの設置検討	地域包括ケア推進課	市内包括支援センターの全体調整や研修等の取りまとめ、権利擁護業務等を強化し、他のセンターの後方支援を行うことのできる基幹型センターの設置を検討します。	他市町村の動向や庁内再編等の支援体制を整理し、包括支援センターの機能強化を目的とした基幹型センターの設置に向けた検討、準備を行います。	-	神奈川県主催の地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業により、基幹型センターの設置について具体的な課題を検討しました。	4	これまで収集した情報、検討結果について、まとめが必要。	基幹型センターの設置に向けて検討結果をまとめます。
	2 地域資源と の連携強化	ア	地域のネットワークの構築	福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課	それぞれの地域で特性に合った課題について自主的な取組で解決できる仕組みを、多様な主体が連携を図りながら構築していきます。	地域の住民が自らの意思で支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組みます。	第2層地域協議体の開催数 65回	協議体開催47回	2	コロナ禍で開催出来なかった地域があった。開催方法の検討が必要。	地域差が大きく、開催が難しい地域があるが、引き続き書面会議などの方法を提案していきます。
		イ	地域ケア会議の開催	地域包括ケア推進課	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた1つの手法である地域ケア会議を開催します。	高齢者個人の課題解決及び、顕在化された地域特有の課題解決を図るための会議を高齢者よろず相談センターが開催します。市は、研修等の実施により、適宜高齢者よろず相談センターを支援することで、会議の開催を促進します。また、市全体の課題等を議論する会議を地域包括支援センター運営協議会内で市が開催します。	小地域ケア会議開催数 50回	小地域ケア会議開催48回	2	コロナ禍で対面での開催が難しい地域があった。開催方法の検討が必要。	地域差が大きく、開催が難しい地域があるが、引き続き書面会議などの方法を提案していきます。
		ウ	町内福祉村事業	福祉総務課	地域住民と行政の協働により町内福祉村を各地域に設置し、地域福祉の理念である地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進します。	現在18地区に設置されている町内福祉村を市内全域の25地区に順次設置することを目標に、各種団体と連携し、町内福祉村の設置及び既存福祉村の運営を支援します。	ボランティア登録者数 20人増	既設18地区の町内福祉村の活動活性化の支援を通じて、住民主体のふれあい交流活動が行われ、ふれあい交流活動の開催回数及び参加者数が令和3年度を大幅に上回り、地域福祉が推進されました。 ・開催回数 7,847回 （令和3年度と比較し、約1,140回増） ・参加者数 75,256人 （令和3年度と比較し、約19,900人増）	2	感染症の影響や高齢化により減少した参加ボランティアの拡大（維持）について、検討する必要があります。また、町内福祉村未設置地区に対して、設置を促進する必要があります。 ボランティア登録者数-309人	町内福祉村が未設置の地区に対して、説明会を開催するなど、町内福祉村の意義を伝えていきます。また、会長会議や部会、種々のツールを用いて登録ボランティアの拡充を目指します。
地域ネット 2 ワークの充 実	ア	在宅医療・介護の連携支援	地域包括ケア推進課	在宅医療介護連携推進協議会を開催し、医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、医療・介護との連携に係る課題の抽出及び課題解決に向けた取組を検討します。協議会での検討結果を生かし、在宅医療・介護連携推進事業を実施していきます。	医療・介護・福祉関係機関への調査等により把握された課題について、解決に向けて必要な取組を検討し、市や在宅医療・介護連携支援センターの事業内容に反映していきます。	開催回数 3回	在宅医療介護連携推進協議会を3回開催しました。医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、医療と介護の連携に係る課題の抽出や在宅介護生活サポート、認知症施策等の課題解決に向けた取組を検討しました。	3	認知症状のある方が病院から在宅へ戻る際の難しさや成年後見制度の周知など、在宅生活を支えるための制度活用の周知の難しさがある。	あんしんファイルの活用や看取りに関する説明のチラシ、在宅医療・介護連携支援センターを活用してもらうための周知を図ります。	
	イ	地域における医療と介護の連携	地域包括ケア推進課	医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進します。また、要介護（要支援）者の主治医とケアマネジャーの一層の連携を図る仕組みづくりを進めます。	「ひらつか地域介護システム会議」の居宅介護支援連絡会を中心に医療と介護の連携を図る仕組みづくりを進めるとともに、居宅介護支援事業所への集団指導講習会において、入院時情報提供書・退院時情報収集書の周知により、一層の普及に努めることで在宅ケアを推進します。	-	専門職が互いの役割を再確認し、利用者へより良い支援を繋げることを目的とした薬剤師とケアマネジャーの情報交換会を実施しました。	3	地域に求められる薬剤師の役割が高まってきている中で、薬剤師とケアマネジャーとの関りを深めることが必要になってきている。	引き続き、地域包括ケアシステムを担う薬剤師とケアマネジャーとの情報交換会など相互理解を深めていきます。	
	ウ	医療機関とのネットワークづくりの推進	地域包括ケア推進課	医療、介護、生活支援サービスを切れ目なく提供し、入院から退院、在宅への生活の移行が円滑にできるようにするため、市や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等と、医療機関とのネットワークづくりの支援や、情報共有を目的としたツールの活用及び見直しを行います。	ひらつか安心ファイルやひらつかあんしんカード、入院時退院時情報提供書を活用して、高齢者の入退院時に病院、在宅医、ケアマネジャー等の関係機関や親族等が情報を交換・共有できる体制を築きます。また、ICTツールの導入について研究し、効果的な情報共有の在り方を関係機関と検討します。	-	令和4年度はひらつか安心ファイルを居宅介護支援事業所などを通して425冊の配布、活用を行いました。また、オンラインだと相手の表情や仕草が分かりにくいため、相手の様子を確認しながら行うセンシティブな説明の際には不向きです。	3	オンラインでは、患者が緊張してしまうことや、急に退院が決まることも多いため、準備の時間がとれないことが挙げられました。また、オンラインだと相手の表情や仕草が分かりにくいため、相手の様子を確認しながら行うセンシティブな説明の際には不向きです。	遠方でもカンファレンスに参加できるオンラインのメリットもあるため、引き続き、退院時のオンラインカンファレンスの在り方について、検討していきます。	

高齢者福祉計画（介護保険事業計画第8期）進捗管理

2	医療・介護連携の推進	医療・介護連携推進のための支援	エ	在宅医療・介護連携支援センターの充実	地域包括ケア推進課	医療・介護関係者からの相談に適切な対応ができるよう、人材確保を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関の協力を得て、運営を行います。	職員のスキルを高めるために、関係団体の会議や研修に参加し、知識の習得及び相談体制の充実を図ります。	研修開催回数 2回	連携支援センター職員のスキルを高めるために、7回の研修に参加し、知識の習得及び相談体制の充実を図りました。	5	近隣の市町村との交流会を定期的に開催することで在宅医療・介護連携推進の横のつながりを構築していく必要があります。	今後も、必要な情報の共有や研修会への参加を促し、職員の質の確保に取り組みます。
			オ	地域の医療・介護資源の把握及び情報提供	地域包括ケア推進課	医療や介護に係る地域資源の把握及び情報整理を行い、市民や医療・介護等の関係者が必要に応じて活用できるよう情報提供を行います。	日常生活圏域ごとに地域資源の情報を整理します。ホームページでは地図情報等と合わせて情報提供します。	-	介護タクシー・福祉有償運送情報（ユニバーサルデザインタクシーの取扱事業所も掲載）や医療対応が可能な介護サービス一覧を平塚市在宅医療・介護連携支援センターのホームページに公開しました。また、「ひらつかわくわくマップ」により、医療機関や介護事業所などを地図情報と合わせて情報提供を行いました。	3	介護タクシー・福祉有償運送情報についてより多くの事業所を掲載し充実を図りたいが、公開することで問合せが増え、マンパワー不足で対応が困難になり、非公開を希望する事業所があります。	事業所との関係を損なわない程度に、調査を依頼する場合に趣旨を明確し、掲載に協力してもらえるよう働きかける。
			カ	医療・介護従事者向け研修の開催及び開催支援	地域包括ケア推進課	医療・介護従事者向けに相互理解やスキルアップを図るための研修会等を関係機関と開催します。	医療・介護に携わる専門職が相互の専門性や関連制度を理解し、顔の見える関係づくりができるよう情報交換会や多職種連携研修を開催します。また、地域の医療提供体制や在宅医療の現状について理解を深め、在宅での看取りに必要な知識が得られる機会を増やします。	研修開催回数 10回	医療・介護に携わる専門職が相互の専門性や関連制度を理解し、顔の見える関係づくりができるよう情報交換会や多職種連携研修を令和3年度は8回開催しました。	2	多職種での事例検討など、専門性の相互理解を図る研修会を開催する必要があります。また、在宅や施設での看取りについての知識の習得が必要になっていきます。	関係機関からの要望を踏まえ、効果的な研修会の開催内容や方法について、検討していきます。また、専門職向けに在宅や施設での看取りについて、研修実施の実施を検討します。
			キ	市民への普及啓発の実施	地域包括ケア推進課	高齢者とその家族に対し、在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発を行い、「若い」やその先にある「終末期」をどのように迎えるか考える機会を設けます。また、医療や介護サービスの導入が必要になった場合の選択や対応方法の認知度を高めます。	市民向け講演会や交流会を開催するとともに、高齢者よろず相談センター、地域の関係団体等と連携し、リーフレット等を活用して通いの場（サロン）等での普及啓発の機会を増やします。	講演会等の開催回数 3回	ACPをテーマにした講演会等を6回実施しました。また、住民向けの在宅生活における訪問看護の動画（視聴回数295回）やケアマネジャーの仕事内容の紹介動画（視聴回数1459回）を配信しました。	5	講演会等について、オンラインでの開催を希望する声がある一方で、Web申込、YouTubeでの視聴が環境面・技術面で対応が難しい方もいらっしゃいます。	動画のアーカイブ配信やオンラインと対面のハイブリッドで開催するなど、住民が参加しやすい方法での実施を検討します。
			ク	在宅介護生活サポート事業	地域包括ケア推進課	在宅生活の延伸や在宅における看取りを支えるため、市民への情報提供を行うとともに、地域の在宅医療及び介護関係者の連携を推進するためのサポート事業を検討し、展開します。	住み慣れた地域、住まいで人生の最期を迎えるためには、医療職・介護職が連携してサポートすることが重要です。看取り期に焦点をあてた在宅生活における留意点や必要な支援、対応の仕方などを分かりやすく紹介するサポートガイド等のツールについて研究・作成します。	-	市内の医療・介護関係機関へ看取りに関する照会を行い、平塚市終末期に向けた活動支援事業検討会や在宅医療介護連携推進協議会で方向性について議論しました。その結果、医療・介護関係機関で構成したワーキングチームを発足し、第1回検討会議を開催しました。	3	ツールに掲載する内容や、活用方法、周知方法について議論する必要があります。	看取りに関する情報収集を行いながら、ワーキングチームによる検討会議を開催し、ツールの内容や活用、周知方法についての意見交換を行っていく。
3	認知症支援策の推進	認知症理解のための普及・啓発	ア	市民への普及啓発・本人発信の支援	高齢福祉課	市民に対して認知症状やその予防策、発症した際の対応方法、認知症の方やその家族への対応方法などの理解を推進します。また、地域をはじめとしたさまざまな機会において、認知症に関する普及啓発と本人からの情報発信を推進します。	市民向け講演会や認知症カフェ交流会を開催し、本人からの情報発信を推進するとともに、高齢者よろず相談センターや地域の関係団体等と連携し、リーフレットやケアパス等を活用して地域における通いの場（サロン）等での普及啓発と本人の活躍及び情報発信の機会を増やします。	講演会開催回数 1回 交流会開催回数 1回	本人発信として、若年性認知症の当事者による講演会を市民公開講座として実施しました。また、市内で活動する認知症カフェの交流会を開催しました。9月のアルツハイマー月間のイベントでは、パネル展やライトアップを行いました。多世代に普及啓発を行うため市役所だけでなく図書館、美術館を会場にしました。	4	講演会に関しては関係職員の参加が多く、幅広い世代への周知ができていないことが課題となっています。	ホームページや広報の他、地域団体等の協力を得て、周知・開催をしていく必要ががあります。
			イ	認知症サポーター及びチームオレンジメンバーの養成	高齢福祉課	認知症サポーター養成講座及び上級研修であるチームオレンジ研修を開催し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーター及び認知症支援のボランティアとして活動していただくチームオレンジメンバー（上級研修修了者）の養成を行うことで、認知症への理解の普及を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。	認知症サポーター養成講座を地域住民や教師、児童や生徒などを対象に公民館や学校等で開催します。また、企業や電気、ガス、水道事業者や高齢者が利用する商店などに向けて認知症サポーター養成講座の開催を推進します。併せて認知症サポーターを対象にチームオレンジ研修を開催します。	サポーター養成講座開催回数 42回 サポーター養成者数 1,260人 チームオレンジ研修開催数 13回 チームオレンジメンバー養成者数 130人	企業向けの開催PRの他、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が小中学校に挨拶に伺い、開催依頼と講座紹介を行いました。夏休みを利用して親子向けの講座を実施しました。認知症サポーター養成講座78回 1781人 チームオレンジ研修14回 養成者81人	3	働く世代や学生に対する認知症サポーター養成講座開催の機会が少ないことが課題となっています。	若い世代を対象とした普及啓発を行えるよう、市と認知症地域支援推進員で協力します。また、親子向けの講座も継続して開催していきます。
			ア	脳とからだの体操リーダーの養成	高齢福祉課	認知症予防策を普及啓発するための講師を養成する教室を開催します。	認知症を予防するための脳と身体を使った講座を地域において普及するためのリーダーを養成する教室を、健康チャレンジリーダー養成講座や認知症サポーター養成講座修了者を対象に開催します（3日間で1講座）。また、リーダー同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。	開催講座数 2講座 修了者数 30人	地域のサロン等で介護予防等の活動している方や今後活動する予定の方を対象に、脳とからだの体操も活動に取り入れていたけるよう、3日間を1クールとして2クール開催しました。2クール開催 修了者数21人	3	参加者が各地域での活動に不安を抱えないように、小さな疑問や不安を拾い、教室の内容に盛り込むことで、地域での前向きな活動につなげる必要があります。	修了者の交流会を継続して実施する。修了者に活動状況を確認したり、包括に活動団体について確認していきます。
			イ	脳いきいき講座事業	高齢福祉課	認知機能検査の結果、認知機能の低下のおそれがある高齢者に対し、認知症予防を目的に身体を動かしながら脳を刺激するプログラムを実施します。	認知課題（頭を使った課題）と運動課題（身体を使った課題）を両方同時に行うプログラムに取り組むことによって加齢とともに低下しやすい記憶、認知機能等を向上させる効果が望める事業を開催していきます。	延べ開催数 2回 延べ参加者 40人	認知症地域支援推進員が認知機能検査を実施し、MC I相当の結果が出た方を対象に、認知機能を向上させるために教室を開催しました。2クール 参加者12人	3	MC Iの相当の方を発掘し、初期の段階で支援につなげることが重要と考えます。	継続して認知症地域支援推進員が認知機能検査を実施し、MC I相当の方の発掘を行います。
			ア	若年性認知症を含めた相談支援	高齢福祉課	認知症を予防するために、また、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症地域支援推進員が常駐する高齢者よろず相談センターが若年性認知症を含めた認知症相談窓口として対応します。	高齢者よろず相談センターが認知症の相談窓口として対応するとともに、認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて認知症支援向上を推進します。	認知症に関する相談件数 3,200件	当該及び高齢者よろず相談センターが認知症の相談窓口として対応しました。また、認知症地域支援推進員が認知機能検査を実施しました。相談件数5244件	4	13か所の高齢者よろず相談センターに、認知症地域支援推進員を配置し、相談支援を行っているが、認知症の恐れがある方や認知機能が低下してしまっている方を、早期に把握することに苦慮しています。	認知症地域支援推進員の周知を広報や開催している各教室、地域行事等で継続して実施していく必要があります。また地域で認知機能検査を通年で実施し、認知機能低下が低下した方の早期把握及び支援につなげていきます。
3	認知症に対する早期対応体制の整備	イ	認知症初期集中支援事業	高齢福祉課	医師や看護師等を含めた認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員と連携して認知症の方や家族に関わりを持ち、アセスメントや家族支援等により認知症状に対して早期発見、早期対応を図ります。	認知症専門医の指揮の下、複数の医療と介護の専門職で構成するチーム員と認知症地域支援推進員とが連携して認知症の方、又は認知症が疑われる方やその家族を訪問し、観察評価を行った上で、早期に認知症の鑑別診断や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。また、地域の医療機関等とも連携し、認知症の適切な治療につなげ自立生活をサポートする体制を確立します。	-	チーム員、地域包括支援センター及び市と協力し、認知症の方及び家族の発掘・支援に取り組みました。	3	事業の周知活動や対象者の発掘、対象者への早期の支援にはチーム員と推進員のより一層の連携が必要です。また対象者のみならず、ご家族支援が課題となっています。	認知初期支援チーム、認知症地域支援推進員及び市との協力体制を強化して事業内容を充実させていきます。	
		ウ	認知機能検査の実施	高齢福祉課	認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気づき、予防に繋がります。	高齢者よろず相談センターにて、相談者（プログラム実施希望者）に認知機能検査を実施し、相談者本人が早期に認知機能の低下に気づき、予防活動や適切な医療機関への受診に繋がります。	延べ参加人数 780人	認知症地域支援推進員が、相談や高齢者が集まる地域に向き合い認知機能検査を実施した。参加人数847人	4	初期の段階から支援ができるよう、事業の周知活動や対象者の把握が必要です。	継続して認知症地域支援推進員が認知機能検査を実施し、支援につなげていきます。	

高齢者福祉計画（介護保険事業計画第8期）進捗管理

住み慣れた 2地域で安心 のある生活	認知症高齢 4者の見守り 支援	イ チームオレンジの体制整備	高齢福祉課	認知症高齢者等を地域で支えるための仕組みとして、チームオレンジの体制づくりを推進します。メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぎ取り組みとなるように工夫します。	認知症サポーター上級研修修了者（チームオレンジメンバー）の各圏域チームによる、認知症の人や家族に対する（外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く等の）生活面の支援を行います。認知症の人にもメンバーとしてチームに参加してもらえるよう体制づくりをすすめていきます。	支援の活動圏域数 13か所	地域包括支援センターごとに、認知症サポーター養成講座修了者に対して1～2日間のフォローアップ研修を開催した。	3	認知症サポーター養成講座修了者の、地域での活動（見守り・ボランティア）へのつながりについて地域差があることが課題となっています。	認知症カフェ等、地域の実情に合わせた活動につながるよう地域包括支援センターごとの開催を継続していきます。	
		ウ 企業との協定に基づく地域見守り活動の促進	高齢福祉課	見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、何らかの異変の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と締結し、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできる街づくりを推進します。	地域での「気づき」による見守り活動を継続するとともに、より多くの事業者が地域見守り活動に参加しやすくなるような仕組みづくりを検討します。	協定締結数 14か所	令和3年度までに13件14事業者の協定締結をし、令和4年度は新たに3事業所と協定を締結しました。また、締結先事業所から6件の通報があり、いずれも早期の安否確認につながりました。	4	締結先から通報件数が少ないことから、今までと同じ方法で締結先の事業所を増やしていくか、よりよい方法があるか検討する必要があります。	他市の取組状況を研究することに加え、協定締結先と情報共有を行い、現状把握に努めます。	
		エ 認知症等行方不明SOSネットワークシステム	高齢福祉課	認知症等により一人歩きのおそれがある高齢者について事前に必要事項を登録し、行方がわからなくなってしまう場合に、市が警察署や高齢者よろず相談センター、タクシー会社、郵便局等の協力機関に情報提供を呼びかけ、いち早く保護することに努めます。	登録者の増加に努めるとともに、登録情報や捜索情報の提供先及び利用の仕方を検討し、見守りの充実につなげます。	登録者数 275人		認知症等によりひとり歩き（徘徊行動）をする又は、その可能性がある高齢者について、申請によって認知症等行方不明SOSネットワークシステムへの登録を行い、行方不明時に捜索依頼を行いました。令和4年度末登録者数227人。	2	行方不明な方をより早い発見へとつなげるためには、GPSを利用した捜索が必要です。	見守りが必要な方の状況を踏まえながらGPSの貸し出しサービスを含めた制度の周知を行っていきます。
		オ 認知症等行方不明SOS見守りGPS貸与事業	高齢福祉課	認知症等行方不明SOSネットワークシステムに登録している高齢者のうち、希望者にGPS機能付き機器を貸与し、事業者に行方不明時の位置探索を依頼することで早期発見を促します。	より使いやすいICT機器の導入を検討するとともに、事業のPRに努め、利用者の増加を目指します。	利用者数 40人		新機種（日常生活賠償補償付帯機器）の導入に伴い、新規契約を停止しています。令和4年度末時点での契約者数8人	3	旧機種と比較して、小型軽量機器となり、携帯時の負担の軽減につながりました。	新機種利用者増に向けて、PR強化を図ります。
		カ 認知症個人賠償責任補償制度	高齢福祉課	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用して高齢者を被保険者として、本人が外出時などに他人の財物を壊したり、他人にケガをさせたりしたことで法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる制度を導入します。	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用している方に認知症個人賠償責任補償制度が付帯される仕組みの導入を目指します。	契約者数 30人		令和3年度から認知症個人賠償責任補償制度が付帯される仕組み（保険付GPS機器）の導入を行い、令和4年度中には16件の新規契約がありました。	4	賠償補償付き機器を使用することによって、利用者家族や関係者の心理的負担の軽減につながり、有事には経済的負担を支援することができます。	新機種利用者増に向けて、PR強化を図ります。
		キ 認知症カフェの設置と支援	高齢福祉課	認知症の方やその家族が地域の方や専門家と相互に情報交換し、お互いを理解しあう場として、安心して集える居場所を提供します。	圏域に地域の実情に合わせて認知症カフェの設置を目指します。また、広報活動を行うことや認知症カフェ運営団体同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。	新設カフェ 1か所 交流会開催数 1回		認知症カフェ登録数13件。全ての包括エリアで登録までには至っていないが、前年度より登録件数は5件増加し、市内全域で認知症カフェを開催している。登録している認知症カフェはホームページ等で周知するとともに、登録カフェ団体の交流会を開催した。	3	認知症カフェを定期開催しているが、市の認知症カフェ登録には至っていない包括があります。	認知症地域支援推進員に状況確認と、市の認知症カフェ登録についての意向を確認して、登録数増加につなげていきます。
生活の安 1心・安全確 保	ア お話し見守り歩数計（ひらつかミルク）事業	高齢福祉課	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び日中独居高齢者世帯に属する方に多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守りと、歩数計機能を利用した健康増進に取り組みます。	利用者の歩数データを管理し、健康増進につなげます。また、機器を通じた毎日の見守りにより、見守る側の安心も確保します。	設置数 380件		事業対象者に対し多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守り及び歩数計機能を利用した健康増進を図りました。令和4年度延設置数は266件ですが、利用者の安否確認を遅滞なく行うことが出来ました。	3	原則市内に居住している「見守り協力員」を2～3名登録することが必要だが、市内に親族等がないなどの理由により、その確保が難しいことが問題として挙げられます。また、今後も新機種開発による現行機の販売終了の可能性や、新たなサービス導入検討などが課題となります。	他の業者が扱う機器に移行することも視野に入れつつ、新機種及び新サービスの研究を続けます。なお、仮に他の業者が扱う機器に移行する場合は、現行機器利用者が不利益を被ることが無いよう、手続に係る委託費用等、必要な予算確保を行いたいと考えます。	
	イ 在宅時緊急通報システム事業	高齢福祉課	緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常見守りが必要とする、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、見守りセンサーの機能を持った緊急通報システム用機器を貸与し、委託先の受信センターが24時間対応できる緊急通報体制を確立して、日常生活の安全を確保します。	ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤独死の防止を図ります。	設置者数 140人		見守りセンサー機能を持った機器を貸与し、緊急対応が必要な発作を頻発する可能性のあるひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤独死の防止を図りました。令和4年度延設置数は81件ですが、利用者の安否確認を遅滞なく行うことが出来ました。	3	利用者が年々減少しています。	利用者減少の要因を探るとともに、事業を広く周知していきます。	
	カ 軽作業代行事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活における軽度な作業等（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）の援助を行うことにより在宅生活の継続を支援します。	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして軽作業を代行し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者数 105人 延べ利用時間 630時間		独居高齢者等を対象に、日常生活における軽度な作業（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）について援助し、在宅生活の支援を行いました。令和4年度延利用者数は66人、延べ利用時間数は264時間となり、コロナ禍による利用控えが考えられます。しかしながら、リピーターも多い事業であるため、当初の目的は達成できていると考えます。	3	引き続き、サービス単価の値上げに伴う、利用者及び市の負担額のあり方について検討をしていく必要があります。	他の生活支援サービスや他市町村の高齢者向け支援サービス等を研究し、検討をします。	
	キ 通院介助事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、高齢者の通院の機会を確保し、在宅生活の継続を支援します。	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして通院介助を実施し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者人数 13人 延べ利用時間 130時間		医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図りました。4年度延利用者数は39人、延べ利用時間数は78時間です。	3	本事業は、介護保険（身体介護、生活介護）に含まれない事例を対象としてきましたが、利用登録者が少ないため、今後も事業内容の検討が必要です。	他市の事例等を研究し、新総合事業との整合性について、事業内容を介護保険課・地域包括ケア推進課と協議しながら検討します。また、今後も新総合事業における厚労省の動向等注視していきます。	
	ク 高齢者・障がい者のごみの戸別収集事業	収集業務課	高齢者や障がい者で、ごみを集積所に運ぶことができない世帯を対象に、週1回戸別に可燃ごみ、不燃ごみ、資源再生物の収集を行います。	ごみを戸別に収集するとともに安否確認を実施します。	利用者 100人		福祉部局と連携を図り、収集開始や緊急連絡の迅速な対応に努めました。利用者155人	4	収集に何った際、ごみの搬出がなく、声掛けにも応答がないため、即時に安否確認ができないケースがありました。	不在にする場合や利用状況に変更がある場合には速やかに連絡してもらうよう、地域包括支援センターや福祉部局（高齢福祉課、障がい福祉課）との情報共有に努めます。	
	ケ 福祉有償運送事業	福祉総務課	介護を必要とする高齢者や障がい者など公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを含む外出を支援するため、福祉有償運送の充実を図ります。	利用者向けの積極的な制度周知に努めます。また、事業所のドライバー確保の一助になるよう、当市が開催する安全運転講習会の積極的な活用を呼びかけます。	-		利用者向けにホームページや窓口での周知に努めました。また、令和4年度末において、事業を実施している7事業者に対して、事業運営に関する助言や情報提供、県の研修会の案内などの支援を実施しました。	4	利用者向けの制度周知について、工夫する必要があります。また、福祉有償運送はタクシーの概ね半額で運送を行っており、施設送迎や定期通院などのニーズが高く、事業の安定実施に向けて支援が必要です。	より多くの利用につなげていくため、福祉分野以外の市ホームページでの周知を検討します。また、事業の安定実施に向けて引き続き既存の支援を継続するとともに、新たな支援を検討します。	

高齢者生活 4 支援体制の 構築	コ	住民主体地域内移送推進事業	福祉総務課	地域住民が主体的に実施する、高齢者や障がい者など自力移動困難者等を対象とした地域内における移送を推進することで、自力移動困難者の外出機会、社会参加機会の拡大を図り、地域福祉の増進と高齢者の介護予防を図ります。	住民が主体となって地域内での移送支援を検討する際、各種情報提供や国、県との調整などについて後方支援を行います。	地域内移送支援地区数 延べ3か所	2地区で事業実施継続中のほか、1地区で本格運行に向けた調整を行っています。また、令和4年度には実施団体との意見交換会を行うことで、情報提供等の支援を行いました。	2	地域での運転ボランティアの確保が進まない中、コロナ禍の社会状況もあり、発展的な活動ができない状況にあります。また使用する車両の保険等を含めた、さらなる安全運航の環境整備が必要です。	事業の安全確保について充実していくとともに、事業を実施していない地域においても事業説明を進め、市内の事業拡充を目指します。
	サ	ノンステップバス推進事業	交通政策課	高齢者や障がい者等のバスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を推進します。	バス事業者によるノンステップバスの導入を支援します。	-	事業者がノンステップバスを導入する際に、導入経費の一部を国と協調して補助を行う制度を設け、ノンステップバスの導入促進を図りましたが、本制度を活用した導入は見送られました。なお、電気バス導入支援補助金を活用したノンステップ型電気バスが2台導入されました。	5	バリアフリー法の改正に伴い、ノンステップバス導入目標（令和7年度までに約80%とする）が示された。目標を達成するためには、厳しい財政状況の中でバス事業者を支援する予算を確保する必要があります。	バス事業者に対し本市の補助がない場合のノンステップバスの導入も視野に事業の理解を求めるとともに、県への補助制度創設の要望や近隣市への導入促進の働きかけを行っていきます。
	シ	ユニバーサルデザインタクシー推進事業	交通政策課	高齢者や障がい者等のタクシーを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。	タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	-	事業者がユニバーサルデザイン（UD）タクシーを導入する際に、導入経費の一部を国と協調して補助を行う制度を設け、UDタクシーの導入促進を図りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化したため、本制度を活用した導入は見送られました。なお、本制度を活用しない形で、事業者の企業努力により計2台導入されました。	1	バリアフリー法の改正に伴い、UDタクシー導入目標（令和7年度までに県内で約25%とする）が示された。目標を達成するためには、厳しい財政状況の中でタクシー事業者を支援する予算を確保する必要があります。	タクシー事業者に対し本市の補助がない場合のUDタクシーの導入も視野に事業の理解を求めていきます。
	ス	高齢者サービス情報提供の充実	高齢福祉課	現在広報ひらつか、ホームページ、ガイドブック等を通じて高齢者サービス情報の周知を行っていますが、適宜新しい手段を用いて、効果的な広報を行っていきます。また、高齢者よろず相談センターや各種窓口で必要な情報に触れられるように、市民にアプローチできる場所に働きかけていきます。	現在の広報手段について、必要な情報を必要としている市民に、より効果的に届けられるよう検討します。また、新しい手法についても研究していきます。	「ガイドブック」の発行 1回	令和4年度版「高齢者のためのガイドブック」を発行し、高齢者や介護者向けサービス情報の周知を行いました。また、新しい手法については、高齢者向けスマートフォンなど、広報や市のウェブサイトに限らないPR方法の可能性について研究を進めています。	3	ホームページについて、情報検索しやすいページの作成を研究する必要があります。	他市町村のホームページ等と比較し、引き続き研究します。
要介護者及 2 び家族介護 者への支援	ア	ふとん乾燥・丸洗い事業	高齢福祉課	在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、年10回の布団の乾燥と年2回の丸洗いのサービスを行い、健康で衛生的な生活を支援します。	高齢者のニーズの把握に努めつつ、より一層周知に努め、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者数 25人 延べ実施枚数 220枚	在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、布団乾燥（年10回）と丸洗い（年2回）のサービスを行いました。	3	利用者登録者は年々増加しており、令和4年度未登録者数は20人となっている。高齢者の在宅生活延伸のためには、事業を継続していく必要があります。	委託可能な事業者が少ないため、事業継続に向け、受託事業者の意見等も聴取しながら、事業の方向性を検討していきます。
	イ	ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス	高齢福祉課	在宅のねたきり高齢者等で、理髪店や美容院に行くことが困難な方に対し、訪問理容サービス及び訪問美容サービスの費用の一部を助成します。	高齢者のニーズの把握に努めつつ、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。	交付者数 95人 延べ利用回数 210回	121人から利用申請があり、適切に助成券の交付事務を行いました。交付した助成金542枚の内、助成券の利用回数は272回となりました。	4	業務委託契約締結先（3組合）から委託料見直しの要望はなく、他事業者からの参入要望もなく、現状、大きな問題点等はありません。	在宅ねたきり高齢者にとって必要な事業であり、ニーズもあるため、利用者や事業者双方の声に引き続き耳を傾け、改善すべき点が見つかれば、対応していきます。
	ウ	家族介護用品支給事業	高齢福祉課	要介護認定で要介護5と認定された高齢者を在宅で介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。	利用者の利便性を向上するために、事業内容の見直しを行います。また、全国的に継続要否が検討されている事業であるため、基準の改正及び体系の変更等、事業のあり方について適宜検討します。	-	対象者に対し紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図りました。	3	家族介護用品の支給について、国が任意事業（地域支援事業交付金）の対象から外すことを計画しています。	国が任意事業（地域支援事業交付金）の対象から外すことを引き続き検討しているため、今後、事業の廃止又は一般会計への移行等について検討をしていきます。
	エ	家族介護教室	高齢福祉課	高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催します。	介護に関する適切な技術を習得するとともに、介護者同士の交流・情報交換ができ心身ともにリフレッシュすることができる教室の開催を目指します。	-	高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催しました。令和4年度は6回開催しました。	3	教室に参加した介護者からは好評であるが、利用者数の伸び悩みが課題となっています。	事業対象者への周知方法を引き続き検討していきます。
	オ	家族介護者支援短期入所事業	高齢福祉課	要介護・要支援状態の高齢者を介護している家族が、病気、出産、事故、災害等で介護ができなくなり、介護保険の給付の上限を超えて短期入所を利用せざるを得ないことがあります。その際、家族及び本人による全額実費負担が困難な場合に、介護保険の短期入所の日数を含めて60日を限度に、介護保険を利用した時と同じ程度の負担額で短期入所できるような支援します。	引き続き事業を実施し、家族の急病や事故、災害等により在宅での介護が困難になった際の短期入所にかかる経済的負担を軽減します。	利用者数 10人 延べ利用日数 80日	長期入所にかかる経済的負担を軽減するための相談ニーズはありますが、介護者の負担軽減において、対象者が全て「やむを得ない事由による措置」の対象者であったため、令和4年度の本事業の実績はありませんでした。	3	介護家族の高齢化で、突然の病気や事故での治療は短期では終わらず、ほぼ長期化して介護ができなくなることから、家族の経済的負担が増大しています。このことにより、負担の軽減では対応しきれない場合が多く見られ、本事業の利用につながっていません。	核家族化や老老介護が増える中で「やむを得ない事由による措置」での対応が必要になる相談が主で、本事業の利用で済む方は年々減少してきました。事業の継続及び内容について検討をしていく必要があります。
	ア	多様な住まい供給促進事業	高齢福祉課	高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者等の生活特性に配慮した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなど多様な施設や住まいが整備されています。高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業者による多様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。	医療・介護・住宅が連携した安心できる施設や住まいの整備を図るため、これらの連携を重視した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を支援します。	-	第7期計画における特別養護老人ホーム新設（100床）の整備が完了。また、第8期計画における特別養護老人ホームの増設（33床）に向けて、整備事業者と調整を行いました。	3	高齢者向けの福祉施設が少ない市内南部地域に施設が整備されることは市全体の福祉施策を考える上でプラスとなるが、市内の待機者数の解消にはまだ至っていません。	市外からも入所が可能な広域型の入所施設だけではなく地域密着型の入所施設の整備も進めていく必要があります。また、ショートステイから本人入所への転換も検討が必要です。
高齢者居住 5 安定確保の 推進	ア	高齢者の住まいについての相談体制づくり	高齢福祉課	公営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、様々な高齢者のニーズに応じた住まいの情報を市や高齢者よろず相談センターにおいて提供できる体制を整備するとともに、住まい探しの相談会を実施します。	神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の住替えニーズや住宅改修の要望について、一次的な相談を行える体制づくりに努めます。	相談会開催数 4回 相談者数 20人	神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の住替えニーズや住宅改修の要望について、一次的な相談を行える体制づくりのために、高齢者住まい探し相談会を4回開催し17人の方の相談に乗りました。	2	相談者数はR3年度から増加しております。高齢者世帯の増加傾向とともに住宅ニーズも増加し、多様化していると考えられます。また、相談にはつながっていない潜在的なニーズを相談につなげられるように、本事業の普及啓発をしていく必要があります。	「広報ひらつか」以外での広報活動も検討していきます。
	イ	高齢者賃貸住宅円滑入居事業	高齢福祉課	高齢者が住宅の賃貸契約を結ぶ際にネックとなる連帯保証人、身元引受人、死亡に至った際の対応などの問題を解消するための体制づくりに努めます。	神奈川県居住支援協議会等の関係団体と連携し、少額の本人負担で連帯保証人や死亡時の諸手続き代行を行える体制づくりや、高齢者よろず相談センター等と連携し、連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供に努めます。	-	神奈川県居住支援協議会等の関係団体と連携し、少額の本人負担で連帯保証人や死亡時の諸手続き代行を行える体制づくりや、高齢者よろず相談センター等と連携し、連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供に努めました。	3	神奈川県居住支援協議会の役割や情報について、職員の入替わり等もあり認識している地域包括支援センターとそうでない地域包括支援センターがあり、高齢者への情報提供に差ができてしまっています。	市からの情報共有を積極的に行うとともに、地域包括支援センターから高齢者の方へ適切な情報提供が行えるよう、各センターでの情報提供体制を確認します。

2	高齢者が円滑に入居できる体制づくり	ウ	シルバーハウジング生活援助員事業	高齢福祉課	県営の高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が安否確認や生活相談等に応じます。	サービス付き高齢者向け住宅等を充実させる中で、公営の高齢者世話付き住宅の意義について検証します。	-	令和3年度で事業廃止	令和3年度で事業廃止	令和3年度で事業廃止
		エ	市営住宅へ的高齢者居住支援	建築住宅課	高齢者が市営住宅に入居しやすく、また市営住宅で生活が続けられるように支援を行います。	高齢者が円滑に入居できるよう、市営住宅の入居者募集時に高齢者等への優遇措置を引き続き実施するとともに、住戸内の手摺りやトイレ温水洗浄便座用の電源装置の拡充など、高齢者が安全で快適に生活できるように住環境の整備に努めます。	高齢者等への優遇枠の設置 募集戸数の1割程度	3	なし	・高齢者等が当選しやすくなるよう抽選回数を増やした住宅は2戸 ・住戸内改善 け 便所の手摺（19戸） 洋間改修（20
		オ	介護老人ホームへの入所	高齢福祉課	居宅において生活することが困難な日常生活能力のある高齢者が、経済上及び環境上の理由で他の施設を利用できない場合に、市の措置で入所することができる施設です。自立のために必要な指導及び訓練等の援助を行うことにより、入所者の能力に応じた自立した生活の継続を支援します。	福祉や医療等の専門家で構成される介護老人ホーム入所判定委員会が入所の適否を判断し、入所が適当と判断された者について市が措置を実施します。	被措置者数 70人	2	緊急で入所措置が必要で、入所判定委員会の判断を待たずに入所措置を行うケースが増えてきています。緊急時における入所判定委員会の在り方や、措置判断の適正化について検討が必要です。	入所希望者の措置の必要性及び緊急性を適切に判断していきます。また、被措置者においては、措置の継続が妥当かどうかの検討を行っています。虐待等で緊急に措置が必要な高齢者には、判定委員会を待たずに適切な措置を実施します。
1	見守り活動の推進	ア	ひとり暮らし調査の実施	高齢福祉課	一定年齢以上のひとり暮らし高齢者を把握するため、地域の民生委員児童委員に依頼し、訪問調査を実施します。	住民基本台帳から一人世帯の高齢者を抽出し、民生委員児童委員が訪問によりひとり暮らし高齢者に該当するかについて全戸調査を行い、生活上の不安を抱える高齢者には、高齢者よろず相談センターが訪問し、見守り体制の強化に努めます。	調査把握数 7,633世帯	3	対象者数が年々増加していることから、引き続き、対象年齢や実施方法を検討していく必要があります。また、当調査の趣旨等が対象者に理解されていないことがあり、周知方法を検討していく必要があります。	今後も安定的に調査を実施できるよう民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターの意見を聞きながら、現状を踏まえて調査方法の見直しを検討していきます。
		カ	新たな見守り体制の構築	高齢福祉課	これまでの見守りに加え、対面によらないコミュニティ等を活用した見守り体制の構築を進めます。	SNS等対面によらないコミュニティへの関わりを積極的に推奨し、これらを活用した見守り体制を検討します。	-	2	対面によらないコミュニティ等を活用した具体的な見守り体制の構築までには、至らなかったが、SNS等の活用において、高齢者がデジタルデバイドの問題を生じることがあり、SNS等を活用した対面によらないコミュニティへの関わりが出来にくい状況にあります。	対面によらないコミュニティ等を活用した見守り体制を引き続き検討し、高齢者がSNS等の活用を効果的に行えるよう、デジタルデバイス解消の取組を併せて実施していきます。
		キ	高齢者の消費者被害の未然防止	市民情報・相談課	消費者被害の未然防止や救済に向け、高齢者本人に加え、見守る人に対しても、さらなる注意喚起などの取組を進めます。	高齢者本人及びその親族、また民生委員、地域包括支援センターなど的高齢者を見守る人に対し、啓発チラシや出前講座などにより、消費者トラブルについて注意喚起を行います。	啓発チラシの発行 年2回以上	5	高齢者への啓発はまだ紙媒体が主流であるが、デジタル化推進による紙媒体の削減やコロナ禍の影響で機会が少なくなり、制約があった。また、見守る機関等への情報提供は比較的に多いが、親族等の見守る側の世代への情報提供の機会が少ない。	高齢者の子ども世代、孫世代が利用する場所や公共交通機関等への広告掲載や、SNSを通じて見守りを呼びかけます。コロナ禍も落ち着いてきたので高齢者向けには出前講座を積極的に実施するとともに、講座やイベントで市が発信するSNSの利用も呼びかけます。
1	日常生活を支える権利擁護事業の推進	ア	権利擁護のための相談支援及び普及啓発	高齢福祉課	認知症などにより判断力が低下したため、権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者に対し、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図り、高齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支援を行います。	高齢者よろず相談センター等による相談業務で、権利擁護の視点に立った支援を行います。成年後見制度や平塚市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用を促し、公的支援である介護保険サービスや生活支援サービスのほか、インフォーマルサービスを活用するなど、地域と協力して日常生活を支援していきます。また、制度周知のため出張講座や講演会等を開催し、普及啓発を行います。	権利擁護講演会 年2回実施 相談件数 21,560件	3	地域包括支援センター等による相談業務で、権利擁護の視点に立った支援を行い28,638件の相談に乗りました。また、制度周知のため出張講座を行うとともに、権利擁護講演会を2回開催し、普及啓発を行いました。	高齢者が住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう地域と協力して日常生活を支援するためには、地域包括支援センターのケアマネジメント力の強化を進めていきます。
		イ	成年後見制度の利用相談等	高齢福祉課	成年後見制度に関する情報を提供し、家族や本人が成年後見制度を利用することができるよう相談業務を受けることを通し、成年後見利用支援センター等関係機関と連携して権利擁護の充実を進めます。また、親族がない場合等には、本人に代わり市長が成年後見人選任の申立手続を行います。さらに、後見人が選任されるまでの間、応急的な事務管理を行う等の支援を行います。	高齢者よろず相談センター等における相談業務において、日常生活について権利擁護事業による支援を必要とする方に対して成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用や成年後見利用支援センターの活用等を促し、その生活を支援します。	-	3	地域包括支援センター等の相談業務において、権利擁護事業による支援を必要とする方に対して成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用や成年後見利用支援センターの活用等を促し、その生活を支援しました。	日常生活自立支援事業の活用や成年後見利用支援センターと連携した成年後見制度利用支援等、各機関における役割の理解を深め、積極的な活用を促していきます。
		ウ	成年後見制度の利用支援等の充実	福祉総務課	判断能力が低下している人やその親族等に対する成年後見制度の利用支援や制度の普及啓発を行います。また、市民後見人の養成や地域の中のネットワーク体制の整備を行います。	平塚市成年後見利用支援センターを拠点とし、相談業務等により制度の利用支援を行います。また、関係団体等への講演会や出張講座の開催により、制度の普及啓発を図るとともに、市民後見人の養成講座の開催及び講座修了者に研修等も実施することで後見活動等の質の向上を図ります。さらに、中核機関を設置し、ネットワーク構築やチーム支援などを行います。	-	3	平塚市成年後見利用支援センターを拠点として、相談、出張講座や講演会等を実施しました。また市民後見人養成講座（基礎）を開催した他、市民後見人としての資質向上を図るため、講座修了者に対して研修を実施しました。令和5年1月からは、ケース検討調整会議を毎月開催し、中核機関として、利用促進や後見人の支援に努めました。	・引き続き成年後見制度に関する講座（説明会）を開催することで、制度の理解や関心を高めていきます。 ・制度を必要としている人が利用につながるようにすることが必要です。 ・広報やチラシの啓発だけでなく、LINEやホームページ等も活用して制度や成年後見利用支援センターの周知を図ります。
		エ	終末期に向けた権利擁護推進事業	高齢福祉課	自分らしい人生を生き、終末期を迎えられるように支援するため、高齢者よろず相談センター等における相談業務や出張講座、講演会等でエンディングノート等を活用した普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、緊急時等に本人の意思を反映した支援が行える体制を充実させ、高齢者の権利擁護を推進します。	自分らしい人生を生き、終末期を迎えられるように支援するため、高齢者よろず相談センター等における相談業務や出張講座、講演会等でエンディングノート等を活用した普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、緊急時等に本人の意思を反映した支援が行える体制を充実させ、高齢者の権利擁護を推進します。	各包括で事業実施 年13回以上	3	終末期に向けた活動支援について関係機関との検討会を年3回実施しました。各地域包括支援センターにおいては、サロンや通いの場等でエンディングノートを活用した普及啓発活動に取り組み、年13回以上の活動を実施しました。	普及啓発活動を継続していくとともに、エンディングノート配布後の活用事例を収集し、エンディングノート配布時に本人に紹介していきます。また、各包括支援センターへも相談支援業務での活用事例等を水平展開していきます。

いのちと権利を見守る地域社会	2 権利擁護事業の充実	高齢者虐待2防止のための取組	ア	高齢者虐待の知識等の普及啓発	高齢福祉課・介護保険課	高齢者虐待の予防、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者等を対象とし、積極的に普及啓発を実施していきます。	パンフレットやポスターを作成し、関係機関と相談窓口で配架します。また、関係機関や施設従事者に向けて定期的な研修を実施します。地域住民に向けては、高齢者よらず相談センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行うなど、継続的に、かつ、効率よく普及啓発が行える方法を検討し、実施していきます。	各包括で事業実施 年13回以上	地域住民や関係機関に向けては、地域包括支援センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行い、地域の中で高齢者虐待を早期発見するための普及活動を行いました。各地域包括支援センターで年1回、計13回実施しています。	3	身近な地域住民や民生委員等に対して、高齢者虐待の基礎知識等について普及するだけでなく、虐待を発見した場合の通報先や相談窓口を広く周知していく必要があります。	高齢者虐待の基礎知識等について普及する取り組みや、相談窓口の周知のため、地域活動の場や集会の機会を捉えて啓発を実施していきます。
			イ	高齢者虐待に対する支援ネットワークづくり	高齢福祉課	虐待防止ネットワーク協議会において、高齢者虐待の早期発見や早期対応、予防的取組支援に向けた体制づくりを行います。	虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。虐待対応検証機関として、協議会構成員で組織される実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、ネットワーク協議会において情報共有を行い、予防的取組支援方法について検討します。	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会 年2回開催	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会を年2回開催し、虐待対応に関するネットワークづくりや情報共有を行いました。また、虐待対応検証機関として、実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、予防的取組支援方法について検討しました。	3	虐待対応においては、チーム対応が求められますが、様々な機関が個別に動き連携が取れていないことで、早期発見・早期対応に遅れが生じるケースもあり課題となっています。	虐待防止等ネットワーク協議会が、その機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。また、虐待対応検証機関として実務検討会議の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握することで、予防的取組支援方法について検討します。
			ウ	高齢者虐待の相談体制の充実	高齢福祉課	高齢者虐待を予防し、また発生時に早期に対応するため、高齢者よらず相談センター及び関係機関が円滑に連携し、平準的かつ対応者に差がない継続的な支援を行います。また弁護士との法律相談を活用し、法的根拠に基づいた対応を行います。	高齢者虐待対応マニュアルを継続的に検証し、対応者による差が生じないようにします。また、虐待解消までの対応について、進捗管理体制を整えます。高度に法的な判断が必要となった際に、適時、弁護士等専門家に相談し助言を受け、支援者への迅速な判断と対応を行います。	検証会 年1回開催	年1回の虐待マニュアル検証会議を行い、必要に応じたマニュアルの修正・加筆を行いました。高度に法的な判断が必要となった際には、弁護士の法律相談を活用し助言を受け、効果的な対応を行いました。虐待対応マニュアルの見直し継続と、事例の検討会を開催し、対応スキルの向上を図っています。法律相談の周知と活用の促進では、身近な支援者からの相談も積極的に受け、令和4年度は9件の相談に対応しました。	3	虐待事例や困難事例について、対応者によって情報収集や判断及びその後の対応方法が平準化されておらず、マニュアルにある役割分担が守られていないケースが散見されることが課題となっています。	虐待マニュアルへの理解度を深め、対応者による差が生じないように助言を行うとともに、関係機関と市における役割分担及び協力体制の意識統一をカンファレンス等で図ります。
			エ	高齢者虐待に関わる職員の資質向上	高齢福祉課	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関と情報を共有し、職員に対して高齢者虐待に関する研修を行います。	高齢者虐待に関わる職員を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。	実務検討会議 年1回以上	地域包括支援センターの地域支援担当者連絡会において虐待事例や困難事例について事例検討を行うとともに、地域包括支援センター及び市内各課を交えた事例検討会を行い、課題の共有と対応力向上を図りました。	3	地域包括支援センターによって虐待事例や困難事例への対応に差異があるため、事例の共有を図り、共通した対応スキルを平準化していくことが必要と考える。	地域包括支援センター及び市内各課で連携して、虐待・困難事例についての事例検討を行い、課題の共有と対応力向上を図る。
			オ	虐待を受けた高齢者に対する支援	高齢福祉課	虐待対応マニュアルに基づき、虐待が解消するまで支援をします。また、虐待を受け保護を必要とする高齢者について、施設等にスムーズに保護をします。	虐待の中心機関である市・高齢者よらず相談センターの対応及び虐待対応マニュアルの検証を行い、虐待防止ネットワーク協議会において、関係機関を交えた検証機関としての実務検討会議を設置します。保護をする施設等との連絡会を設け、保護ルールの検証を定期的に行い、保護を必要とする高齢者をスムーズに保護するなど、高齢者虐待の解消に向けた支援を行います。	検証会 年1回開催	初期対応及び、評価会議をマニュアルに沿ってスムーズに実施できました。地域包括支援センターとの最終事例の振り返りが十分にできなかったが、高齢者への見守り支援や必要時の緊急保護は適切に行えました。	3	虐待の事実や発生状況等の確認といった初動対応が更に求められるようになっていきます。また、虐待終結時の振り返りを行うことで対応時の課題を振り返ることも必要と考えます。	限られた職員体制の中で、増加する虐待通報や緊急保護ケースに対して適切な初動対応を可能とするため、関係機関との連携体制を確立するとともに、相互に協力していくことで虐待を受けた高齢者に対する支援の充実を図ります。
			カ	養護者への支援	高齢福祉課	虐待のリスクのある家庭への予防的支援について検討します。虐待をした、又はするおそれのある養護者に必要な支援体制についても検討します。	虐待対応の事例検証の中で、養護者が虐待に至った要因を分析し、予防的な支援の在り方を検討します。また、その中から施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討を行い、関係機関との連絡調整を行う等適切な支援を実施します。	-	各事例の積み重ねにより施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討を行いました。予防的観点から養護者支援について、福祉関係各課との連携強化や、地域包括支援センターとの課題共有を図りました。	3	養護者支援については、関係機関と情報の共有を図るだけでなく、支援上の課題を検討しながら、連携をして支援していくことが必要と考えます。また、高齢者虐待にならない事例における養護者支援についても、どのように関係機関と連携して支援していくかが課題となっています。	養護者支援について、関係機関が連携の必要性を認識できるように、地域包括支援センターの事業評価の中に項目を加え、個別の課題評価だけでなく、養護者に対する支援の取り組みについての課題も共有していきます。
			キ	施設従事者等による虐待の防止	高齢福祉課・介護保険課	施設従事者等による虐待を防止するため、市の支援体制を整えます。また、施設入所サービス等を提供する事業者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行ってはならないこととされています。高齢者が尊厳を持って生活することができるように、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	施設従事者等による虐待対応のための対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づき支援体制の充実を図ります。施設従事者等による虐待対応を防止及び予防するため、施設等関係機関に向けて定期的な研修を行うよう検討します。市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」の介護保険施設連絡会と連携を図るほか、実地指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	-	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会において、養介護施設従事者等に施設虐待の防止及び予防のための啓発や虐待の現状について等の情報提供をしました。養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談、現地調査及び対応については、神奈川県の実地マニュアルに基づき、県と市との連携を図り実施いたしました。	3	虐待事例検証の中で、虐待に至った要因として、職員の人手不足、認知症入居者の増加、介護ストレスの増大、職場環境の改善が図られないことへの不満からという理由があった。研修や意識啓発という教育的要素よりも、慢性的な人員不足やコロナ禍による介護負担増といった労働環境要因が虐待に繋がっている背景が課題となっています。	養介護施設従事者による虐待事例について近年の傾向や事例を通じた研修（情報の共有を図り、対応スキルの平準化）をしていく機会を作る必要性を施設等に周知します。また、介護職員の労働条件の悪化による虐待リスクについても、事例検討等を通じて施設へ周知していきます。
災害に対する取組の推進	3	避難行動要1支援者への支援	ア	避難行動要支援者支援体制の推進	災害対策課・福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・介護保険課	令和2年2月に策定した「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」に基づき、新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。	新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。	-	①平塚市避難行動要支援者避難支援指針に基づき、市内対策会議及び連絡会議を開催し、連携を図った。 ②一部地域（自治会・民生委員児童委員）と地域協議会を行い、制度説明及び避難支援関係者との連携強化、避難行動要支援者支援制度の実効性向上を図った。	3	①個別避難計画の作成について検討が進んでいない ②避難支援等関係者（支援者）の確保 ③制度内容等についての市民への周知・啓発が不足している	①避難行動要支援者の中から「真に支援が必要な人」を絞り込み、モデルケース的に個別避難計画を作成することで、課題の抽出や事例の水平展開をしながら検討・策定を進める。 ②避難支援等関係者（支援者）を確保するため、自治会、民生委員児童委員等への周知・啓発を引き続き行っていく他、地域の声を聴きながら支援者確保がしやすい環境づくりについて検討する。 ③災害対策課と福祉部連携のもと、様々な機会、手法を活用した周知広報策を検討し、市民への普及啓発を推進する。

			イ	福祉避難所等の確保及び充実	高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・福祉総務課・災害対策課	小、中学校等の一般の避難所での生活が困難な方の受入れ施設として、市の福祉施設や県立の特別支援学校を福祉避難所として指定し、社会福祉施設等とも受入れに関する協定を締結します。	協定を締結している福祉避難所の管理者と協議の場を設けるほか、災害時の具体的な避難者の受入れ方法等について、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に基づく施設ごとのマニュアルを改訂します。同時に、新規に開設する社会福祉施設と協定を締結し、受入れ施設の更なる充実に努めます。	-	福祉避難所開設・運営基本マニュアルの及び実践マニュアルの改訂と受け入れ体制の確保を目的とし、福祉避難所研修を3回実施しました。	4	研修を継続的に行い体制整備に努めているが、実践的な訓練を行っていないため、市と各福祉避難所で福祉避難所開設時の具体的なイメージの共有ができていない。	福祉避難所開設訓練を実施し、福祉避難所開設におけるイメージの共有を図る。
		2	ア	避難体制への支援	高齢福祉課・地域包括ケア推進課・介護保険課・災害対策課	高齢者の命と生活を守るため、高齢者一人ひとりが平常時から備えるための取組を支援します。	県や市の防災担当部局と連携し、高齢者への適切な情報発信及び情報提供を実施するとともに、事業者指導等を活用し、介護事業所等の避難体制の構築に向けた支援を行います。	-	介護事業所への実地指導の際に、事業所が作成した避難確保計画の内容や防災担当部局への提出状況を確認するとともに、避難や救済が適切に行えるように情報提供・周知を行いました。	3	避難確保計画の作成が必要ない介護事業所に対し、避難体制の構築に向けた支援が必要となります。	非常災害時の計画を作成する等の介護事業所への指導を行い、避難体制の構築が図れるよう支援を行います。
		1	ア	介護保険制度の趣旨の普及・啓発	介護保険課	サービス利用者へ介護保険制度やサービス内容について十分理解していただくため、各種広報媒体を使った情報提供や高齢者よる相談センター、ケアマネジャー等との連携により制度の周知に努めます。	令和3年度の制度改正に対応したガイドブックを作成し、要介護・要支援認定の新規申請時に配布するほか、高齢者よる相談センター、公民館等で配布します。また、引き続き広報紙、ホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体を利用した情報提供や高齢者よる相談センター、ケアマネジャー等との連携を図り、制度周知に努めます。	-	令和3年度の制度改正時に作成した介護保険制度の概要やサービス種類などの情報を掲載した介護保険ガイドブックを、令和4年度も引き続き窓口配布と市ホームページへの掲載を行い、情報提供・周知を行いました。また、公民館で開催された高齢者学級の一部で介護保険制度の周知を行いました。	3	デジタルの時代ではありませんが、介護サービスの利用者の特性を考慮し、紙媒体を主として作成したため、相応の費用がかかりました。	サービス利用者や家族等のデジタル機器の普及状況を勘案しつつ、電子媒体での情報発信を順次行っていき、経費の削減を図ります。
			イ	事業者情報提供の充実	介護保険課	利用者が的確かつ安心して居宅介護支援事業者やサービス提供事業者を選択できるように、事業者に関する情報提供の充実を図ります。	介護保険サービス事業所一覧について、毎月更新し、ホームページに掲載するとともに、窓口に設置し配布するほか、介護サービスの情報公表制度の周知、また、パンフレット、ホームページなどにより事業者に関する情報提供を行います。	-	毎月月上旬に最新の市内介護サービス提供事業所一覧を作成し、窓口配布と市ホームページへの掲載を行ったほか、認定結果通知に市内居宅介護支援事業所一覧を同封することで周知を図りました。	3	事業者情報は、原則として事業所が「介護サービス情報の公表制度」に登録した情報が、介護事業所検索のできる「介護情報サービスかながわ」に掲載されるため、従業員人数など変更があった際は現況と齟齬が発生する場合があります。	「介護サービス情報の公表制度」の対象となる従業員人数などの変更の際には、事業者自身での修正が必要になることを周知します。
			ア	介護給付の適正化への取組	介護保険課	介護給付の適正化を図るため、介護給付適正化主要5事業を神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等の利用により、定期的に把握しながら実施し、質の高い介護サービスの提供に努めます。	神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等を活用し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を実施します。	要介護認定の適正化 全件 ケアプランの点検 年37件 住宅改修等の点検 年15件 縦覧点検・医療情報との突合 年4回 介護給付費通知 年4回	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定の適正化：全件 ケアプランの点検：37件 住宅改修等の点検：0件 縦覧点検・医療情報との突合：4回 介護給付費通知：4回 	2	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの点検は、担当者の入れ替え等からスキルの課題等もあり点検時間を要しています。 縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知については、効果額が小さく費用対効果で課題があります。 住宅改修等の点検は、有資格者によるものは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行いませんでした。ただし、工事見積書及び現場写真による施工状況等の点検は職員により全件実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付適正化は、担当職員の入れ替えのある中、国保連合会の研修に参加すること等でスキルアップをし、点検時間の短縮及び効率的な実施を図ります。 住宅改修等の点検は、職員によるものは引き続き全件実施します。その上で、有資格者による現地確認については感染症の状況を見ながら効果的な方法を検討します。
			イ	事業者への指導・支援の実施	介護保険課	地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して、集団指導講習会、実地指導を計画的に行い、神奈川県指定の事業者に対しても適宜、神奈川県平塚保健福祉事務所と合同で実地指導を実施し、適切な契約締結など法令遵守の周知徹底に努めます。さらに、ケアマネジャー等事業者への研修体制を充実させ、サービスの質の向上に努めます。また、介護事業所からの提出書類等の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。	地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して、集団指導講習会、実地指導を計画的に行い、神奈川県指定の事業者に対しても適宜、神奈川県平塚保健福祉事務所と合同で実地指導を実施し、適切な契約締結など法令遵守の周知徹底に努めます。さらに、ケアマネジャー等事業者への研修体制を充実させ、サービスの質の向上に努めます。また、介護事業所からの提出書類等の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。	-	集団指導講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、講習資料を市ホームページ上で確認する方法としました。実地指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら実施し、必要な指導、助言を行いました。ケアマネジャー等事業者への研修は、介護人材事業の中の職場環境改善をテーマにした研修と合同開催しました。介護事業所からの新規指定申請時や指定内容変更時の提出書類等の文書量削減については、国・県の通知を受け、削減を行いました。	2	実地指導は、制度等が複雑化、専門化する中で職員がノウハウを蓄積することが難しく適切な助言ができなくなっているほか、指定期間である6年に1回は行うことを目標としているもののマンパワー不足で実施できていない事業所が発生しています。	実地指導は、6年間未実施の事業所には早急を実施し、法令遵守の周知徹底を図ります。一方で、確実に効果的な実地指導を目指すため、介護保険法に定める指定市町村事務受託法人への実地指導の委託を検討します。
		2	ウ	サービスの質の向上	介護保険課	介護サービス提供事業者との連携	市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」において、9つの事業者別連絡会（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所サービス、福祉用具・住宅改修、介護保険施設、グループホーム、小規模多機能）を開催するとともに、事業者に制度の趣旨に関する情報提供を行います。	-	事業者別連絡会として、おおむね月1回程度で会議（書面開催）と研修会を開催し、情報共有、各種課題の協議及び解決を実施しました。	3	ひらつか地域介護システム会議の各連絡会の更なる活性化が必要となります。	引き続き、連絡会間の連携による事業や地域を越えた連携による事業を行い、ひらつか地域介護システム会議を活性化していくように促進していきます。
			エ	相談・苦情体制の充実	介護保険課	高齢者が安心して適正なサービスを利用できるよう、相談・苦情体制の充実を図ります。	利用者が様々な疑問や苦情等を気軽に相談できるように相談窓口の充実を図るとともに、ホームページ等により介護保険に対する相談や苦情の対応の仕組みや受付窓口をわかりやすく周知します。介護サービスの相談・苦情について、サービス提供事業者、担当のケアマネジャーと連携するとともに、神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会などの関係機関とも連携を図り、解決に努めます。	-	市ホームページで苦情相談に係るチャートや苦情相談書を掲載しています。	3	相談内容が多岐にわたるため、事業者やケアマネジャーが対応すべき苦情相談が市に寄せられることがありますが、適切な相談窓口を案内することで対応をしています。	今後も円滑な対応ができるように、苦情相談の方法を引き続き市民、事業所へ周知します。
			オ	介護サービス相談員の派遣	介護保険課	介護老人福祉施設等の施設・居住系サービスを中心に介護サービス相談員の派遣を推進します。	利用者の日常的な不安や不満の解消を図るため、介護サービス相談員を施設等に派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安などを直接聴き、施設等の担当者との意見交換を行うなどの取組を進めることにより、施設等と利用者の橋渡し役となって介護サービスの質の向上に努めます。	-	新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止している事業所が多く、少しずつ再開しているものの、伸び悩んでいる状況です。	2	新型コロナウイルスの影響が長期化する中、事業所ごとに再開できる時期が異なるため調整が必要です。	新型コロナウイルスの感染状況や事業所の意向を十分に考慮したうえで、順次再開していきます。

人に寄り添う介護サービス	介護保険事業の円滑な実施	カ	要介護認定の円滑な実施体制の充実	介護保険課	介護サービスを必要とする利用者を適正に認定するため、要介護・要支援認定の実施体制の充実を図ります。	要介護認定申請件数の増加を見据え、要介護認定調査や介護認定審査会が遅滞なく円滑に実施できる体制の整備に努めます。また、認定調査員や介護認定審査会委員に対し研修等を実施し、質の向上と公平・公正な運営を図ります。	-	市の認定調査員については、令和3年度の会計年度任用職員2人（週3日）の退職により、令和4年度は会計年度任用職員2人（週3日）を採用し、1人に研修を実施しました（1人は以前に受講済みのため）。調査委託については、事務受託法人等を有効に活用するとともに、県主催の認定調査員研修を居宅介護支援事業所等に周知しました。	4	居宅介護支援事業所によって認定調査に関する知識量に差が見られます。	誤りが多い手続きや変更点等を掲載した「認定担当からのお知らせ」の発行や、認定調査の質の向上のための県主催の研修の周知等、引き続き、適正な認定調査に向けスキルアップを図ります。
		ア	介護のイメージアップへの取組	介護保険課	様々な機会をとらえ、介護業界の実情を効果的に広く情報発信し、介護のイメージアップを図ります。	介護業界のあまり知られていない良い面などをPRする動画を作成し、ホームページやイベント等様々な機会に広く情報発信することにより、介護のイメージアップを図ります。	-	仕事だけでなくプライベートでも精力的な活動をしている市内の介護事業所職員を紹介する動画「ピカイチ☆フィルム」を令和3年度に引き続き作成し、第2弾及び第3弾をYouTubeで公開するとともに、市内各所で放映しました。	4	市内各所で放映することから、介護事業所の利用者の動画への出演に対して慎重な事業所があります。	「ピカイチ☆フィルム」の良さを積極的に周知する際に動画の目的や放映場所なども事前に十分に説明し、理解を得られるよう努めます。
		イ	介護職場の魅力発信事業	介護保険課	介護職場の魅力をアピールするため、事業所でいきいきと働く介護職員を紹介するとともに、介護人材募集等に関する情報を発信します。	ホームページ等を活用して、「うちのピカイチ☆職員」を紹介するとともに、「カイゴ・しごと・ガイド」により、介護事業所を広く紹介し、介護職場の魅力発信を行います。	-	実際に働く介護事業所職員の声など求人広告には載っていない情報を掲載する『カイゴ・しごと・ガイド』を作成し、市ホームページで公開するとともに、市内の公民館、地域包括支援センター、ハローワーク平塚など、市内56カ所に配架し広く市民の目に留まるようにしました。写真掲載の「うちのピカイチ☆職員」は、原則、動画掲載の「ピカイチ☆フィルム」へ発展的に移行しています。	4	令和3年度から配布場所や発行数を増やしたものの、本来の活用方法である『介護職へ就労するための事業所の紹介』としてではなく、『利用者として事業所を利用するため』に「カイゴ・しごと・ガイド」が活用されている状況です。	ハローワークや高校など就職を希望する人が集まる場所への配架を引き続き積極的に行っていきます。
		ウ	多様な業務の担い手確保	介護保険課	事業所における介護職以外の業務に関する人材のニーズを集約し、地域やアクティブシニア等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。	事業所における介護職以外の経理・調理・送迎等の業務に関する人材のニーズを集約し、勤務形態、給与面などを含めた情報を、ひらつか元気応援ポイント事業登録者及び平塚市生きがい事業団会員を始めとしたアクティブシニアや地域等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。	-	介護事業者向けに介護職以外の業務に関する人材（補助人材）に係るニーズ調査を行うとともに、施策の方向性を整理するなどして取組方法を検討しました。	2	行政では「就労に向けた支援」として直接事業所と求職者のマッチングを行うことができないため、マッチング事業以外での効果的な施策を実施する必要があります。	国・県が実施する介護の補助人材確保事業の動向や方法を注視しつつ、既に行っている取組や市ホームページなどの広報力を生かして、介護職以外の業務の存在や必要性を知っていただけるように取り組みます。
		エ	就職相談会・事業所見学会の実施	介護保険課・高齢福祉課	ハローワーク平塚等と連携し、介護の仕事に就きたい人が就労につながるよう努めます。	ハローワーク平塚等と連携し、介護事業所の見学会・就職相談会を実施することで、就労希望者と介護事業所のマッチングを行います。	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点のほか、就労につながるためのより効果的な方法を、ハローワーク平塚と連携して検討し、介護事業所の見学会・就職相談会に代えて介護事業所就職説明会を開催しました。実績：参加者16人、就職者2人	4	市役所の会議室で説明会を実施する場合、会場の広さの都合により1回あたりの参加事業所数が限られます。	令和4年度は1回の開催にとどまりましたが、年複数回実施できるようハローワーク及び参加事業所と調整していきます。
		オ	介護入門的研修の実施	地域包括ケア推進課・介護保険課	日常生活援助に係る介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施し、キャリアアップを促進します。	既存の研修との統合等を検討するとともに、ひらつか元気応援ポイントの利用者等の介護に関心があり、さらに研修を受け本格的に介護職場で活躍したい方に対し、掃除、洗濯、調理、買い物など日常生活援助を行うための介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施します。	-	平塚市社会福祉協議会と連携し、入門的研修（全21時間）のうち基礎講座（3時間）を実施し、介護に興味のある方が気軽に参加できる研修を新たに開催しました。開催回数：2回 延べ参加者数：25人	2	神奈川県社会福祉協議会が神奈川県から受託した入門的研修の事業の一環として、平塚市社会福祉協議会と連携して実施する事業であるため、毎年継続して実施できるか不透明です。	平塚市社会福祉協議会と連携し、参加しやすい基礎講座の有効性について神奈川県に働きかけ、継続しての開催を目指します。
		カ	管理者等への職場環境改善事業	介護保険課・産業振興課	事業所を運営する管理者等に対し、職場環境の改善につながる研修等を行います。	ひらつか地域介護システム会議や産業振興部の事業と連携し、職場環境の改善につながる、管理者等への研修等を実施します。	-	介護事業所の職員が働きやすくなることを目的に、また「わかつてカイ」で出された若手職員の声も踏まえ、管理者等向けでスーパービジョンをテーマにしたオンライン研修を実施しました。また、産業振興部の事業と連携し、労働問題や社会経済に関するセミナーへの参加を市内介護事業所に呼びかけました。	5	受講した事業所のアンケート結果では、令和5年度以降もオンライン形式での研修実施を希望する声が多くありました。このため、オンライン形式で対応いただける研修講師の選任を基本に考える必要があります。	介護職員向けの研修を主催している機関などに協力を仰ぎ、オンライン形式でニーズに合った研修を実施していただける講師の選定を進めます。
		キ	介護職員への定着支援	介護保険課	介護職員への相談体制の確立や職員間の交流の場の創設等により、介護職員への定着支援を行います。	ひらつか地域介護システム会議等と連携し、就職後間もない若手職員を対象に、事業所を超えた交流の場を創設します。また、介護職員が悩み等を気軽に相談でき、問題解決につながる助言や働きかけができる外部の相談窓口の設置を検討します。	-	若手職員を対象とした、事業所を超えた交流の場である「わかつてカイ」を年4回実施しました。また、令和4年度に引き続き、介護職員が悩みなどを相談できる外部相談窓口についての情報を市ホームページに専用ページを設けました。	4	「わかつてカイ」は、各回の開催時期の期間が開いたことにより、十分な交流があったとまでは言えませんでした。外部相談窓口の専用ページについて、周知が不十分です。	わかつてカイの開催時期やグループワークのテーマを見直し、参加者同士が悩みを共有する中でつながりをもてるようにしていきます。
		ク	ICT化、介護ロボット導入促進	介護保険課	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化が図られるよう業務のICT化、介護ロボットなどの活用を支援します。	介護従事者の身体的負担軽減、業務の効率化に向け、国や県の補助制度を活用し、介護事業所における業務のICT化や介護ロボット導入を促進します。	-	国や県の補助制度の情報収集に努めるとともに、国、県と連携し、負担軽減に向けた制度を周知しました。	3	国や県の補助メニューが定期的に変わるため、その動向に左右されることが課題です。さらに、介護事業所の職員の働きやすさにつながるICT等導入のメリットが十分浸透していない状況に対し、市も何らかの施策を検討する必要があります。	引き続き国の補助事業等を注視するとともに、市としても介護事業所におけるスマート化を促進する施策を検討します。
		ケ	介護職員初任者研修受講の促進	介護保険課	介護職員のスキルアップや定着支援に向け、介護職員初任者研修の受講を促進します。	介護職員初任者研修の受講を促進し、研修修了後、市内事業所へ一定期間就労した者を支援することで、新たな人材の確保とサービスの質の向上を図ります。	補助件数 5件	・補助件数 14件 ・市内の研修実施機関へ訪問し、補助金事業の周知の協力依頼を行いました。 ・研修の受講人数が多い時期を調査し、年2回市内介護事業所に対して補助金申請の周知を行いました。	5	補助が十分に活用されている状況であり、周知は行き届いていると考えています。補助対象の拡大や補助額の増額などでさらに市外からの就労が進むとよいと考えられます。	引き続き、事業を周知していきます。
コ	若い世代へのすそ野拡大	介護保険課	若い世代に対し、高齢者への理解や介護の必要性を認識できる環境づくりに努めます。	職場体験等を通し、若い世代が介護の仕事を経験することにより、高齢者理解や介護の必要性について実体験として学ぶ機会を創出します。	-	県立高浜高等学校の全日制・定時制の生徒を対象に、介護事業者と連携して介護体験授業を実施したところ、メディアでも取り上げられました。	5	受講する人数によって会場やプログラム内容を検討する必要があります。	引き続き介護事業者と連携し、受講する生徒にとって有益となるようブラッシュアップします。その上で、今後ニーズがあれば、大学生や中学生等を対象にした講義も検討します。		

			サ	外国人材確保への取組	介護保険課	外国人材の介護分野への参入に向け、効果的に就労につながる事業を実施します。	外国人の就労に係る関係団体と連携し、外国人就労者向けの面接会や就職相談会の実施を検討します。また、事業者向けに外国人材の受け入れ制度や、円滑な受け入れに関する説明会等を開催するとともに、既に外国人を雇用している事業所の見学会等を実施します。	-	横浜市福祉事業経営者会と連携し、外国人向けの就職相談会を実施しました。 参加法人：5事業所 参加者数：32人	4	横浜市福祉事業経営者会のように、地道な外国人就労の支援を長年行っていないければ、仮に市が主催したとしても外国人からの申込みは少ないと見込まれるため、就職相談会としての実施は困難です。また、アンケート調査によると、介護事業所の中には外国人スタッフの雇用に消極的なところがあります。	介護事業所に身近な市としてできる効果的な事業として、外国人スタッフの採用方法やメリットなどが伝わる取組を検討します。その上で、外国人向け就職相談会を連携して開催できる外部機関があれば、共催等の実施を検討します。
			シ	介護職員等宿舍借上げ支援事業	介護保険課	災害協定を締結している介護保険事業者等に対し、多様な人材の確保、定着化及び働きやすい環境づくりを支援します。	介護職員等の宿舍の借上げを支援し、多様な人材の受け入れや発掘を促進するとともに、人材の確保定着につながるよう支援します。	補助件数 2件	補助件数 0件	2	令和3年度以後の実績がないため、市外からの就労促進という目的に沿った事業であるか検証する必要があります。	引き続き、事業内容が該当する事業所に広まるように周知していきます。